

【参考資料】社会福祉法（平成二十九年四月一日施行版）「三段表（社会福祉法人関係部分）」ver. 02

（注）実際の法令の適用に当たっては、必ず官報等で確認ください。
(傍線の部分は改正部分)

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五条）

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）

目次
社会福祉法人

第一節 通則（第二十二条—第三十条）

第二節 設立（第三十一条—第三十五条）

第三節 機関
機関の設置（第三十六条・第三十七条）

第二款 評議員等の選任及び解任（第三十八条—第四十
五条の七）

第三款 評議員及び評議員会（第四十五条の八—第四十
五条の十二）

第四款 理事及び理事会（第四十五条の十三—第四十五
条の十七）

第五款 監事（第四十五条の十八）

第六款 会計監査人（第四十五条の十九）

第七款 役員等の損害賠償責任（第四十五条の二十一—第
四十五条の二十二）

第四節 計算
第一款 会計の原則等（第四十五条の二十三）

第二款 会計帳簿（第四十五条の二十四—第四十五条の
二十六）

第三款 計算書類等（第四十五条の二十七—第四十五条
の三十五）

第五節 定款の変更（第四十五条の三十六）

第六節 解散及び清算並びに合併

第一款 解散（第四十六条・第四十六条の二）

第二款 清算（第四十六条・第四十六条の二）

第一目 清算法人の機関（第四十六条の三—第四十六条
の四）

第二目 清算法人の機関（第四十六条の五—第四十六
条の二十二）

第三目 財産目録等（第四十六条の二十二—第四十六
条の二十九）

第四目 債務の弁済等（第四十六条の三十一—第四十六
条の二十九）

第五目 残余財産の帰属（第四十七条）	第六目 清算事務の終了等（第四十七条の二—第四十一条の七）
第三款 合併	
第一目 通則（第四十八条）	第二目 吸収合併（第四十九条 第五十四条の四）
第三目 新設合併（第五十四条の五—第五十四条の十一）	第四目 合併の無効の訴え（第五十五条）
第七節 社会福祉充実計画（第五十五条の二—第五十五条の四）	第八節 助成及び監督（第五十六条—第五十九条の三）
第十一章 雜則（第一百二十五条—第一百三十条）	第十二章 罰則（第一百三十条の二—第一百三十四条）
第六章 社会福祉法人	第一節 通則
(名称) （定義）	
第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。	第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。 （経営の原則等）
第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、主旨的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。	社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行ふに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

（経営の原則等）

第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならぬ。

第二十二条 この法律において、「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行ふことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（三一三四）	第八節 助成及び監督（第五十六条—第五十九条の三）
	第十一章 雜則（第二百二十五条 第百三十条）
	第十二章 罰則（第二百三十条の二—第二百三十四条）
	第六章 社会福祉法人
	第一節 通則

第三目	新設合併（第五十四条の五一—第五十四条の十）
第二目	吸收合併（第四十九条—第五十四条の四）
第四目	合併の無効の訴え（第五十五条）
第七節	社会福祉充実計画（第五十五条の二—第五十五条）

第五目	第六目	第七目
残余財産の帰属（第四十七条）	清算事務の終了等（第四十七条の二—第四十一条の七）	通則（第四十八条）

<p>(要件)</p> <p>第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p>	<p>(公益事業及び収益事業)</p> <p>第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の經營に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。</p> <p>2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。</p>	<p>(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 法第二条第四項第四号に掲げる事業</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第六項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>五 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第七条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を経営する事業</p> <p>七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるもの</p>
<p>(特別の利益供与の禁止)</p> <p>第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p>	<p>(特別の利益供与の禁止)</p> <p>第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p>	<p>(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)</p> <p>第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員</p> <p>二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>三 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者</p> <p>五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業</p>
		<p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p>第一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。</p> <p>2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p>

活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

一　一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二　評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（これらに準ずる者をいう。）又は評議員

ロ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ　当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げ

る者であつた者

ニ　一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

ホ　当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

（住所）

第二十八条　社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第二十九条　社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

【参照】組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

（所轄庁）

第三十条　社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一　主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの　市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二　主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一つの都道府県の区域内において二以

（法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の四　法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　全国を単位として行われる事業

二　地域を限定しないで行われる事業

三　法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

前各号に類する事業

上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

第二節 設立

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 社会福祉事業の種類

四 事務所の所在地

五 評議員及び評議員会に関する事項

六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。）の定数

七 その他役員に関する事項

八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項

九 資産に関する事項

十 会計に関する事項

十一 公益事業を行う場合には、その種類

十二 収益事業を行う場合には、その種類

十三 解散に関する事項

十四 定款の変更に関する事項

十五 公告の方法

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならぬ

い。
設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉

(設立認可申請手続)

第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。

一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所

二 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 設立の趣意

四 評議員となるべき者及び役員（法第三十一条第一項第六号に規定する者を除く。以下同じ。）となるべき者の氏名

五 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員との関係を説明する事項

六 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同

条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

七 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項

八 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者に

<p>(認可)</p> <p>第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請が</p>	<p>法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p>
---	---

<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>	<p>ついて、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該社会福祉法人に確實に帰属することを明らかにできる書類</p> <p>二 当該社会福祉法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該社会福祉法人に確實に帰属することを明らかにできる書類</p> <p>三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計畫及びこれに伴う收支予算書</p> <p>四 設立者の履歴書</p> <p>五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類</p> <p>六 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書</p> <p>3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。</p> <p>5 第一項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。</p>
--	---

あつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(定款の補充)

第三十三条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第三十一条第一項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(成立の時期)

第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の一

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法

閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの）により表示したもの

閲覧の請求

3 | 請求 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十五条の三十六第二項第二号

十二 法第四十六条の二十第二項第二号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の

閲覧の請求

二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該

電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法

により表示したもの閲覧の請求

定款が電磁的記録をもつて作成され

たる事務所における第二項第三号及び第四号並びに前項第

二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置とし

て厚生労働省令で定めるものをとつては社会福祉法人につ

いての第一項の規定の適用については「同項中「主たる事務

所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする

。」

【参考】準用条文（読み替え後）

○社会福祉法

（定款の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を

受けたときは、その定款をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2～4 （略）

（電磁的方法）

第二条の四 法第三十四条の二第二項第四号に規定する電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方

法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げ

るもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る

電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、

受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の

提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける

者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該

情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報

を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するフ

ァイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出

力することにより書面を作成することができるものでなけれ

ばならない。

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める

措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回

線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当

該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容

を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所におい

て使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を

記録するものによる措置とする。

一 法第三十四条の二第四項

二 法第四十五条の十一第三項

三 法第四十五条の三十二第二項

四 法第四十五条の三十四第五項

（準用規定）

第三十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百五十八条及び第一百六十四条の

規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

2 |
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十九条（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第三項第一号中「社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）」とあるのは、「評議員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第一百五十八条 生前の処分で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。
2 遺言で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

(財産の帰属時期)

第一百六十四条 生前の処分で財産の抛出をしたときは、当該財産は、社会福祉法人の成立の時から当該社会福祉法人に帰属する。

2 遺言で財産の抛出をしたときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から社会福祉法人に帰属したものとみなす。
(社会福祉法人の設立の無効の訴え)

第一百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

一 社会福祉法人の設立　社会福祉法人の成立の日から二年以内

二・三 【準用対象外】

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為　設立する社会福祉法人の評議員、理事、監事又は清算人
二・三 【準用対象外】

(被告)

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「社会福祉法人の設立の無効の訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

			<p>一　社会福祉法人の設立の無効の訴え　設立する社会福祉法人</p> <p>人</p> <p>二、八　【準用対象外】</p> <p>(訴えの管轄)</p> <p>第二百七十七条　社会福祉法人の設立の無効の訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。</p> <p>(弁論等の必要的併合)</p> <p>第二百七十二条　同一の請求を目的とする社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。</p> <p>(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)</p> <p>第二百七十三条　社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。</p> <p>(無効の判決の効力)</p> <p>第二百七十四条　社会福祉法人の設立の無効の訴え（第二百六十九条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた行為（当該行為によつて社会福祉法人が設立された場合にあっては、当該設立を含む。）は、将来に向かつてその効力を失う。</p> <p>(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)</p> <p>第二百七十七条　社会福祉法人の設立の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帶して損害を賠償する責任を負う。</p>
第三十七条　特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定め	(会計監査人の設置義務)	第三節　機関	
第十三條の三　法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政	(機関の設置)	第一款　機関の設置	
(特定社会福祉法人等の基準)	(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法		

る基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。

(評議員の資格等)	第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。	（評議員の選任）	第二款 評議員等の選任及び解任	(社会福祉法人と評議員等との関係)	第三十八条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人の関係は、委任に関する規定に従う。	（評議員の選任）	第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。	一 法人 二 成年被後見人又は被保佐人 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行
-----------	--	----------	-----------------	-------------------	---	----------	-----------------------------	---

令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合については、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以

下この条において同じ。）に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定期評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定期評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定期評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七条の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。

(評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者)	第一条の七 法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該評議員の使用人
-------------------------	---

四	前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
五	第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
六	評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
七	評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならぬ。
八	評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

三	当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
四	第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族で、あつて、これらの者と生計を一にするもの
五	当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は代理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
六	他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
七	次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
八	イ　　国の機関 ロ　　地方公共団体
九	ハ　　独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
一〇	ニ　　国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
一一	ホ　　地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
一二	ヘ　　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるもの）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関する行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者)

第二条の八 法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用者

三 当該役員から受けける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第二号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）又は、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（評議員の任期）

第四十一条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2| 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

（評議員に欠員を生じた場合の措置）

第四十二条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

<p>2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。</p>	<p>(役員等の選任)</p> <p>第四十三条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。</p>
<p>2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。</p>	<p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>(監事等の選任等についての意見の陳述)</p> <p>第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。</p>	<p>【参考】準用条文（読替え後）</p> <p>○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (監事の選任に関する監事の同意等)</p> <p>第七十二条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p>
<p>2 【準用対象外】</p> <p>(監事等の選任等についての意見の陳述)</p> <p>第七十三条 社会福祉法人においては、評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもつて決定する。</p>	<p>【参考】準用条文（読替え後）</p> <p>○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (監事の選任に関する監事の同意等)</p> <p>第七十二条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p>

<p>(社会福祉法人に関する読替え)</p> <p>第十三条の四 法第四十三条第三項（法第四十六条の二十一）の規定により適用する場合を含む。)において社会福祉法人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十四条第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十号）第四十五条の九第十項において準用する第八百八十五条第一項第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(補欠の役員の選任)</p> <p>第二条の九 法第四十三条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。</p>
<p>2 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>一 当該候補者が補欠の役員である旨</p> <p>二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名</p> <p>三 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該「一人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位</p>	<p>2 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>一 当該候補者が補欠の役員である旨</p> <p>二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名</p> <p>三 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該「一人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位</p>

<p>3 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行ふ場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手續</p> <p>3 に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定期評議員会の開始の時までとする。ただし、評議員会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。</p>	<p>3 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行ふ場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手續</p> <p>3 に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定期評議員会の開始の時までとする。ただし、評議員会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。</p>
<p>2 </p>	<p>2 </p>

九第十項において準用する第二百八十二条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び社会福祉法第四十五条の五第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

(監事等の選任等についての意見の陳述)

第七十四条 監事は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、解任後又は辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べることができる。

3・4 【準用対象外】

(役員の資格等)

第四十四条 第四十一条第一項の規定は、役員について準用する

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者

二 財務管理について識見を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

第二条の十 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 当該理事から受けける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族である(つて、これらの者と生計を一にするもの)

六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)

7 | 関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（役員の資格等）

第四十条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2~5 【準用対象外】

七 | 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第一条の十一 法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする場合に限る。）

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の配偶者

三 当該役員から受けける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものがあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事のうち占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

九 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）

）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうち占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

			二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
2			会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
3			一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。
2		【参考】準用条文（読み替え後）	
	○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律		
	（社会福祉法人の役員等の解任の訴え）		
	第二百八十四条 理事、監事又は評議員（以下この款において「役員等」という。）の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該役員等の解任を請求することができる。		
	一 【準用対象外】		
	二 評議員		
	（被告）		
	第二百八十五条 前条の訴え（次条及び第三百十五条第一項第一号ニにおいて「社会福祉法人の役員等の解任の訴え」といふ。）については、当該社会福祉法人及び前条の役員等を被告とする。		
	（訴えの管轄）		
	第二百八十六条 社会福祉法人の役員等の解任の訴えは、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。		
	（監事による会計監査人の解任）		
	第四十五条の五 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。		
	一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。		
	二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。		
	三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。		
	前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わ		

なければならぬ。

3 | 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 | 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職權で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 | 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 | 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

【参考】準用条文（読み替え後）

○社会福祉法

(一時会計監査人の職務を行うべき者の資格等)

第四十五条の二 一時会計監査人の職務を行うべき者は、公認

会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律

五百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 | 一時会計監査人の職務を行うべき者に選任された監査法人は、その社員の中から一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 | 公認会計士法の規定により、計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、一時会計監査人の職務を行うべき者となることができない。

(監事による一時会計監査人の職務を行うべき者の解任)

			<p>第四十五条の五 監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者が次のいずれかに該当するときは、当該一時会計監査人の職務を行うべき者を解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 二 一時会計監査人の職務を行うべき者としてふさわしくない非行があつたとき。 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 <p>2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定により一時会計監査人の職務を行うべき者を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。</p>
2			<p>【参考】準用条文（読み替え後）</p> <p>○社会福祉法</p> <p>（理事又は監事の欠員補充）</p> <p>第四十五条の七 監事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、監事について準用する。</p>
4			<p>【参考】準用条文（読み替え後）</p> <p>○社会福祉法</p> <p>（理事又は監事の欠員補充）</p> <p>第四十五条の七 監事のうち、定款で定めた監事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>2 【準用対象外】</p>

		<p>（評議員会の権限等）</p> <p>第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。</p>
		<p>2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。</p> <p>3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。</p>

		<p>（評議員に関する読み替え）</p> <p>第十三条の五 法第四十五条の八第四項（法第四十六条の二十の規定により適用する場合を含む。）において評議員について一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十六条规定第一項の規定を準用する場合には、同項中「第一百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第二百八十二条第一項」と読み替えるものとする。</p>
--	--	--

から第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは政令で定める。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

（評議員提案権）

第一百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

第一百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第一百八十六条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第一百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができるとする評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員の報酬等）

第一百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならぬ。

（評議員会の運営）

第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集するこ

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十六条の二十の規定により適用する場合を含む。）及び次条において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事

3	とができる。
4	評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
5	次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
6	一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われる場合 二 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が發せられない場合
7	評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
8	前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
9	前項の規定の四第一項の評議員会（監事を解任する場合及び一般財團法人に関する法律第百三十三条第一項の評議員会）は、次に掲げる事項について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
10	評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百八十一條第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十五条の十九第六項において準用する同法第百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについては、この限りでない。

1	律第八十二条第二項の規定により電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）により通知を發しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
2	前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
3	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号
4	法第四十五条の十一第四項第二号
5	法第四十五条の十五第二項第二号
6	法第四十五条の十九第三項第二号
7	法第四十五条の二十五第二号
8	法第四十五条の三十二第三項第三号
9	法第四十五条の三十二第四項第二号
10	法第四十五条の三十四第三項第二号
11	法第四十六条の二十第二項第二号
12	法第四十六条の二十六第二項第三号
13	法第五十一条第二項第三号
14	法第五十四条第二項第三号
15	法第五十四条の四第三項第三号
16	法第五十四条の七第二項第三号
17	法第五十四条の十一第三項第三号

1	項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
2	法第三十四条の二第三項第三号
3	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号
4	法第四十五条の十一第四項第二号
5	法第四十五条の十五第二項第二号
6	法第四十五条の十九第三項第二号
7	法第四十五条の二十五第二号
8	法第四十五条の三十二第三項第三号
9	法第四十五条の三十二第四項第二号
10	法第四十五条の三十四第三項第二号
11	法第四十六条の二十第二項第二号
12	法第四十六条の二十六第二項第三号
13	法第五十一条第二項第三号
14	法第五十四条第二項第三号
15	法第五十四条の四第三項第三号
16	法第五十四条的七第二項第三号
17	法第五十四条的十一第三項第三号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一條から第百八十三条まで及び第百九十二条の規定は評議員会の招集について、同法第百九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十一條第一項第三号及び第百九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（評議員会の招集の決定）

第百八十二条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、**厚生労働省令**で定める事項

2 前項の規定にかかるらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十二条 評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の发出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかるらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

ルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
口
磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法
二 ファイルへの記録の方式

(延期又は続行の決議)

第一百九十二条 評議員会においてその延期又は続行について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 社会福祉法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したるものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第一百九十五条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(理事等の説明義務)

第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合は、その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(理事等の説明義務)

第二条の十四 法第四十五条の十に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。
 - イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることによ

り社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第四十五条の十一 評議員会の議事については、**厚生労働省令**で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として**厚生労働省令**で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

（評議員会の議事録）

第二条の十五 法第四十五条の十一第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる

2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

4 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）
ハ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）
（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）

口 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）
ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）
（法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）

二 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）
本 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十四条第一項）

九	八	七	六	五	四	三	二	一	
法第四十五条の三十二第二項第三項第二号	法第四十五条の三十二第二項第三項第二号	法第四十五条の二十五第二号	法第四十五条の二十三第二号	法第四十五条の二十二第二号	法第四十五条の二十一第二号	法第四十五条の二十第二号	法第四十五条の十九第二号	法第四十五条の十八第二号	法第四十五条の七第二号
法第四十五条の三十一第二項第一号	法第四十五条の三十一第二項第一号	法第四十五条の三十第二号	法第四十五条の二十九第二号	法第四十五条の二十八第二号	法第四十五条の二十七第二号	法第四十五条の二十六第二号	法第四十五条の二十五第二号	法第四十五条の二十四第二号	法第四十五条の二十三第二号
法第四十五条の二十二第二項第一号	法第四十五条の二十二第二項第一号	法第四十五条の二十一第二号	法第四十五条の二十第二号	法第四十五条の十九第二号	法第四十五条の十八第二号	法第四十五条の七第二号	法第四十五条の六第二号	法第四十五条の五第二号	法第四十五条の四第二号
法第四十五条の三十一第二項第一号	法第四十五条の三十一第二項第一号	法第四十五条の三十第二号	法第四十五条的二十九第二号	法第四十五条的二十八第二号	法第四十五条的二十七第二号	法第四十五条的二十六第二号	法第四十五条的二十五第二号	法第四十五条的二十四第二号	法第四十五条的二十三第二号

法人及び一般財團法人に関する法律第百九条第二項
評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

4| 一 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人
号に定める事項を内容とするものとする。

二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人
及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の規定
により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容
ロ イの事項の提案をした者の氏名

ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日
二 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人
及び一般財團法人に関する法律第百九十五条の規定により
評議員会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内
容
ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内
容
ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第一条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める
方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項
に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事
項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

二 法第三十四条の二第二項第三号
一 法第三十四条の二第二項第三号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人
及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八
号）第一百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十五第二項第二号
法第四十五条的十九第三項第二号

五 法第四十五条的十一第四項第二号
法第四十五条的十五第二項第二号

六 法第四十五条的二十一第二号
法第四十五条的二十二第二号

七 法第四十五条的二十三第二号
法第四十五条的二十四第二号

十一	法第四十五条の三十四第三項第二号
十二	法第四十六条の二十第二項第二号
十三	法第五十一条第二項第三号
十四	法第五十四条第二項第三号
十五	法第五十四条の二十六第二項第三号
十六	法第五十四条の七第二項第三号
十七	法第五十四条の十一第三項第三号
(電磁的記録の備置きに関する特則)	
第一条の五	次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。
二 法第三十四条の二第四項	
三 法第四十五条の十一第三項	
四 法第四十五条の三十二第二項	
一 法第四十五条の三十四第五項	
(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読み替え)	
第一条の十二	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十五条、第二百六十六条第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項、第二百六十九条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十二条、第二百七十三条並びに第二百七十七条の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会又は評議員会」とあるのは「評議員会」と、同法第二百六十六条第一項中「社員等」とあるのは「評議員、理事、監事又は清算人」と、「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」のあるのは「債権者」と読み替えるものとする。
(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読み替え)	
第一条の八	法第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「第七十五条第一項（第七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十二条第一項若しくは第四十五条の六第一項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（評議員会の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第二百六十五条 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもつて請求することができる。

2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であるとの確認を、訴えをもつて請求することができる。

（評議員会の決議の取消しの訴え）

第二百六十六条 次に掲げる場合には、評議員、理事、監事又は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもつて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十二条第一項若しくは第四十五条の六第一項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは第百七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

一 評議員会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
二 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。

三 【準用対象外】

2 前項の訴えの提起があつた場合において、評議員会の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであつても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（被告）

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの確認の訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一～三 【準用対象外】
四 評議員会の決議が存在しないこと又は評議員会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であるとの確認の訴え 当該社会福祉法人

五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人
六～八 【準用対象外】

(訴えの管轄)

第二百七十条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(担保提供命令)

第二百七十二条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えであつて、債権者が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

3 2 【準用対象外】

3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が恶意によるものであることを疎明しなければならない。

(弁論等の必要的併合)

第二百七十二条 同一の請求を目的とする評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二百七十三条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第二百七十七条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帶して損害を賠償する責任を負う。

第四款 理事及び理事会

(理事会の権限等)

第四十五条の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければなら

(特定社会福祉法人等の基準)

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第一項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあ

(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)

1 第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七

条の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額と

4	理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 二 多額の借財 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
5	六 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除
6	七 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。
7	（理事会の運営）
8	第四十五条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。
9	2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
10	3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
11	4 理事会の決議は、議決に加わることができない理事の過半数

つては、法第四十五条の二十八第三項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書(法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定期評議員会に報告された収支計算書)に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表(法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定期評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定期評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。)の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

1	（理事会への報告に関する読み替え）
2	第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告について一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「第九一条第二項」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の十六第三項」と読み替えるものとする。
3	（理事会の議事録）
4	第一条の十七 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
5	2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
6	3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) 二 理事が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

7	イ 法第四十五条の十四第二項の規定による理事の請求をする。
8	（社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制）
9	第二条の十六 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
10	四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われるなどを確保するための体制
11	（理事会の議事録）
12	第二条の十七 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
13	2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
14	3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) 二 理事が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合

合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で

定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

5| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6| 理事会の議事については、**厚生労働省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されることは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7| 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、**厚生労働省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8| 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定するが、前項の議事録が電磁的記録をもつて作成された場合には、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (招集手続)

第九十四条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議の省略)

第九十六条 社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

受けて招集されたもの

口 法第四十五条の十四第三項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

二 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要がある

イ 法第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ロ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第一項

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項

六 法第四十五条の十四第六項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

九 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

二 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

三 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

（理事会への報告の省略）

第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に對して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第三項の規定による報告については、適用しない。

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

（電子署名）

第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五条の十四第七項

二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十五条第四項

三 法第四十五条の十四第七項

前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録する

ことができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条的十九第三項第二号

七 法第四十五条的二十五第二号

八 法第四十五条的三十二第三項第三号

九 法第四十五条的三十二第四項第二号

十 法第四十五条的三十四第三項第二号

十一 法第四十五条的三十六第二項第二号

十二 法第四十六条的二十第二項第二号

十三 法第四十六条的二十六第二項第三号

十四 法第五十一条第二項第三号

十五 法第五十四条第二項第三号

十六 法第五十四条的四第三項第三号

十七 法第五十四条的七第二項第三号

十八 法第五十四条的十一第三項第三号

十九 法第五十四条的十一第三項第三号

二十 法第五十四条的十一第三項第三号

二十一 法第五十四条的十一第三項第三号

二十二 法第五十四条的十一第三項第三号

二十三 法第五十四条的十一第三項第三号

二十四 法第五十四条的十一第三項第三号

（議事録等）

第四十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日（前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法

律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、前条第六項の議事録又は同

条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条例において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができる。

5 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号に係る

部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十二条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(非訟事件の管轄)

第二百八十七条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 【準用対象外】

（疎明）

第二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事實を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、「この限りでない」。

一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人

二～六 【準用対象外】

（理由の付記）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。【準用対象外】

一・二 【準用対象外】

（即時抗告）

第二百九十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 【準用対象外】

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）
。 【準用対象外】

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、

非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及

び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（理事の職務及び権限等）

第四十五条の十六 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会

福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の

執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定

款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をし

なければならぬ旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、

第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及

び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この

場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とある

のは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項

中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは

「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総

会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。

三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以

外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が
相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八条の規定は、
前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（評議員による理事の行為の差止め）

第八十八条 評議員は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 【準用対象外】

（理事の報酬等）

第八十九条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として社会福祉法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によつて定める。

（競業及び社会福祉法人との取引等の制限）

第九十二条 【準用対象外】

2 社会福祉法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事長の職務及び権限等）

第四十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 | 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び

一般財團法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長について、同法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条规定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」

とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（理事長に欠員を生じた場合の措置）

- 第四十五条の六 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長（次項の一時理事長の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事長の職務を行うべき者を選任することができる。

3・4 【準用対象外】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (代表者の行為についての損害賠償責任)

- 第七十八条 社会福祉法人は、理事長その他の代表者がその職務を行なうについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条

に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、社会福祉法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、社会福祉法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（表見理事長）

- 第八十二条 社会福祉法人は、理事長以外の理事に社会福祉法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。こ

第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事につい

（監事に関する読替え）

第二条の十九 法第四十五条の十八第一項の規定による監査報

<p>2 り、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
<p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条第二項及び第一百四条第一項の規定を準用する場合においては、同法第一百一一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項百三十三条まで、第一百四条第一項、第一百五条及び第一百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第一百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第一百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」</p>
<p>【参考】準用条文（読み替え）</p> <p>○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （理事会への報告義務）</p> <p>第一百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 (理事会への出席義務等)</p> <p>第一百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めることは、理事（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は評議員会に報告しなければならない。 (監事に対する報告義務)</p> <p>（評議員会に対する報告義務）</p> <p>第一百二条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。 (監事による理事の行為の差止め)</p> <p>第一百三条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為</p>

<p>て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条第二項及び第一百四条第一項の規定を準用する場合においては、同法第一百一一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第一百四条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十七第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>【参考】準用条文（読み替え）</p> <p>○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （理事会への報告義務）</p> <p>第一百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 (理事会への出席義務等)</p> <p>第一百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めることは、理事（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は評議員会に報告しなければならない。 (監事に対する報告義務)</p> <p>（評議員会に対する報告義務）</p> <p>第一百二条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。 (監事による理事の行為の差止め)</p> <p>第一百三条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為</p>

<p>2 告の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p>
<p>3 一 当該社会福祉法人の理事及び職員 二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>4 一 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 二 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p>
<p>（監事の調査の対象）</p> <p>第二条の二十 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百二条に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。</p>

その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(社会福祉法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第一百四条 社会福祉法第四十五条の十七第一項の規定にかかわらず、社会福祉法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が社会福祉法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が社会福祉法人を代表する。

2 【準用対象外】

(監事の報酬等)

第一百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

2 各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において監事の協議によって定める。

3 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第一百六条 監事がその職務の執行について社会福祉法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求
二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

第六款 会計監査人

第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより

社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。

この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

(会計監査人に関する読替え)

第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査

人について一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百

(会計監査報告の作成)

第二条の二十一 法第四十五条の十九第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げ

2 | 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 | 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 | 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 | 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

4 | 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 | 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 | 第四十五条の二第三項に規定する者

二 | 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 | 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 | 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第百九条（見出しを含む。）中「定期社員総会」とあるのは、「定期評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

（監査に対する報告）

第一百八条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 | 監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。（定期評議員会における会計監査人の意見の陳述）

第一百九条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十一条の十九第一項に規定する書類が法令又は定款に適合する

七条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

る者のとの意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 | 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 | その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（会計監査人が監査する書類）

第二条の二十二 法第四十五条の十九第二項の厚生労働省令で定める書類は、財産目録（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 | 法第三十四条の二第二項第三号

二 | 法第三十四条の二第二項第三号

三 | 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号

四 | 法第四十五条の十一第四項第二号

五 | 法第四十五条の十五第二項第二号

六 | 法第四十五条の十九第三項第二号

七 | 法第四十五条の二十五第二号

八 | 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 | 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 | 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 | 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 | 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 | 法第五十一条第二項第三号

十四 | 法第五十四条第二項第三号

十五 | 法第五十四条の四第三項第三号

十六 | 法第五十四条の七第二項第三号

十七 | 法第五十四条の十一第三項第三号

かどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは

、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては

、その職務を行なうべき社員。次項において同じ。）は、定時

評議員会に出席して意見を述べることができる。

2 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）

第一百十条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なるべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第七款 役員等の損害賠償責任

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）

第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第六四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 | 第四十五条の十六第六四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十五条の十六第六四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

二 | 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事

三 | 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 | 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。

この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあ

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する説替え）

第十三条の十二 法第四十五条の二十第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十五条第四項第

三号及び第一百六条第一項の規定を準用する場合においては、同号中「第一百十二条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項

第二号」と読み替えるものとする。

（責任の一一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

第二条の二十三 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定さ

れる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等（法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他他の職務執行の対価を含む。）として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合は、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合、当該評議員会の決議の日

ロ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議のあつた日

ハ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十五条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議のあつた日

契約を締結した場合、責任の原因となる事実が生じた日

るのと「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百四十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」)と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)」の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

【参考】準用条文（読替え後）
○一般社団法人及び一般財団法

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(社会福祉法人に対する損害賠償責任の免除)
第百十二条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四
十五条の二十第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、
免除することができない。

第一百三十三条 前条の規定にかかるらず、役員等の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第一百五十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

二 当該役員等がその在職中に社会福祉法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

口 理事長以外の理事であつて、次に掲げるものの四

(1) 理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
(2) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事 (1)に掲げる理事を除く。)

八 (3) 当該社会福祉法人の職員
理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会
計監査人二

二
イ
（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）
イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額
次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

口 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が

		(2) (1) 理事長
		理事長以外の理事であつて、次に掲げる者
	(i)	理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
	(ii)	当該社会福祉法人の業務を執行した理事 (i)に掲げる理事を除く。)
	(iii)	当該社会福祉法人の職員
会計監査人	二	理事 (1)及び(2)に掲げるものを除く。)、監事又は

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二条の二十四 法第四十五条の二十第四項において準用する
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十三條第四項（法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

二一 退職慰労金
三 分 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部

- 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負つ額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 4 第一項の決議があつた場合において、社会福祉法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。
- (理事会による免除に関する定款の定め)
- 5 第百四条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は、社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる。
- 2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。
- 3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。
- 4 総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、社会福祉法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。
- 5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基

づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第一百五十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であつて理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該社会福祉法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項において同じ。）又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ社会福祉法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該社会福祉法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した社会福祉法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。
(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第一百六十六条 社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることが

できない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(責任の一部免除)

(器)

3 社会福祉法人においては、理事は、定款を変更して社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する第二百四十四条第一項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合、同法第四十五条の二十第四項において準用する第二百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

（責任の一部免除）
第一百十三条（略）

二三（總）

4 次条第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除する決議があつた場合において、社会福祉法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(責任の一部免除)

第一百十三条
(略)

3 社会福祉法人においては、理事は、定款を変更して社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する第二百五十五条第一項の規定による定款の定め（同法第四十五条の二十第四項において準用する第二百五十五条第一項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4
(略)

(責任の一部免除)

第一百十三条（略）

			<p>4 非業務執行理事等が社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する第百十五条第一項の契約によつて同法第四十五条の二十第四項において準用する第百十五条第一項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合において、社会福祉法人が当該契約の締結後に同法第四十五条の二十第四項において準用する第百十五条第一項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。</p>
		(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)	
	2	第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	
	2	次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。	
	一 理事 次に掲げる行為		
	イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載		
	又は記録		
	ロ 虚偽の登記		
	ハ 虚偽の公告		
	二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録		
	三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録		
	(役員等又は評議員の連帯責任)		
	第四十五条の二十二 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。		
第一款 会計の原則	第四節 計算		

第四十五条の二十三　社会福祉法人は、**厚生労働省令**で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2　社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

第二款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

第四十五条の二十四　社会福祉法人は、**厚生労働省令**で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2　社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第四十五条の二十五　評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を謄写の請求
厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第三十四条の二第二項第三号
- 二 法第三十四条の二第三項第一号
- 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号
- 四 法第四十五条の十一第四項第二号
- 五 法第四十五条の十五第二項第二号
- 六 法第四十五条の十九第三項第二号
- 七 法第四十五条の二十五第二号
- 八 法第四十五条の三十二第三項第三号
- 九 法第四十五条の三十二第四項第二号
- 十 法第四十五条の三十四第三項第二号
- 十一 法第四十六条の二十第二項第二号
- 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号
- 十三 法第五十一条第二項第三号
- 十四 法第五十四条第二項第三号
- 十五 法第五十四条の四第三項第三号
- 十六 法第五十四条の七第二項第三号
- 十七 法第五十四条の十一第三項第三号

【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）

(会計帳簿の提出命令)

第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3| 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。
4| 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。
2| 前項の規定にかかるらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならぬ。
一| 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
二| 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事
3| 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならぬ。

一| 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
二| 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事
3| 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならぬ。

(監査報告の内容)

【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）

(事業報告)

第二条の二十五 法第四十五条の二十七第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2| 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
一| 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）
二| 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
3| 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(計算関係書類の監査)

第二条の二十六 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（計算関係書類（各事業年度に係るものに限る。以下この条から第二条の三十四までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第一条の三十四までに定めるところによる。
2| 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(監査報告の内容)

第二条の二十七 監事（会計監査人設置社会福祉法人（法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容
二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 監査報告を作成した日

前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

（監査報告の通知期限等）

第二条の二十八 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から四週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

2 | 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 | 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知すべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。
4 | 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合
該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 評議會を受ける事

二 前号に掲げる場合以外の場合 評議會を受ける事

又けるべき計算閑

係書類の作成に関する職務を行つた理事

三、文の各點

第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

事を定めたところ、三説通知を以て監事として

(計算関係書類の提供)

第二条の二十九 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするとときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(会計監査報告の内容)

第二条の三十
会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、
、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなけれ

一 会計監査人の監査の方法及びその内容
二 計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の一第一項）

第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書及びこそれらに対応する附属明

細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限り、以下二つの条及び第二条の三十二ににおいて同じ。しが当該

社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無良宣傳上意見、監査の対象になつた計算書類並

| 一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

| 口 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつ

た計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算閏

			二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
三	特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日		
2	計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。		
3	前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。		
4	第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第二条の三十四において同じ。）。		
一	第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合	当該通知を受ける理事として定められた理事	
二	前号に掲げる場合以外の場合	監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事	
5	第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二条の三十四において同じ。）。		
一	第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき	当該通知を受ける監事として定められた監事	
二	前号に掲げる場合以外の場合	全ての監事	
			（会計監査人の職務の遂行に関する事項）
			第二条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。
			一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
			二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
			三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限)

第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第二条の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

3 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

前項の規定にかかるらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

(事業報告等の監査)

第二条の三十五 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二条の三十七において同じ。）については、次条及び第二条の三十七に定めるところによる。

(監査報告の内容)

第二条の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査の方法及びその内容
二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 第二条の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲）

に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監査報告の通知期限等)

第二条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附屬明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日

二 当該事業報告の附屬明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 事業報告及びその附屬明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附屬明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附屬明細書の作成に関する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(計算書類等の評議員への提供)

第四十五条の二十九 理事は、定期評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第二条の三十八 法第四十五条の二十九の規定による計算書類及び事業報告並びに監査報告(会計監査人設置社会福祉法人にあつては、会計監査報告を含む。以下「提供計算書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる

<p>（計算書類等の定時評議員会への提出等）</p> <p>第四十五条の三十一 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならぬ。</p> <p>3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならぬ。</p>	<p>（計算書類等の定時評議員会への提出等）</p> <p>第四十五条の三十一 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならぬ。</p> <p>3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならぬ。</p>
<p>（会計監査人設置社会福祉法人の特則）</p> <p>第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当す</p>	<p>（会計監査人設置社会福祉法人の特則）</p> <p>第四十五条の三十九 法第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 法第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第二条の三十第一項第二号イに定める</p>
<p>（計算書類の承認の特則に関する要件）</p> <p>第二条の三十九 法第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 法第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会</p>	<p>（計算書類の承認の特則に関する要件）</p> <p>第二条の三十九 法第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 法第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会</p>

る場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
三 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二条の三十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

事項が含まれていること。

第四十五条の三十二 社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。））をいう。以下の条において同じ。）を、定期評議員会の日の二週間前の日

（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第一項の場合については、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 | 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定期評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつていているときは、この限りでない。

3 | 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつも前号の書面又は当該書面の写しの閲覧の請求、計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求、前号の書面の原本又は抄本の交付の請求、計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第一号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十号）第一百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を

はその事項を記載した書面の交付の請求

記録するものによる措置とする。

4|

何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該

書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されたときは、当該

書面又は当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

（計算書類等の提出命令）

第四十五条の三十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遲滞なく）、厚生労働省令で定めるとところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならぬ。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。）

三 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

（財産目録）

第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定期評議員会（法第四十五条の三十一の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。
二 法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

（事業の概要等）

第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号

二 その他当該社会福祉法人に関する基本情報

三 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況

四 当会計年度の初日における監事の状況

五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況

六 当会計年度の初日における職員の状況

七 前会計年度における評議員会の状況

八 前会計年度における理事会の状況

一 法第三十四条の二第四項

二 法第四十五条の十一第三項

三 法第四十五条の三十二第二項

四 法第四十五条の三十四第五項

書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは

当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定め

る方法により表示したものの閲覧の請求

4| 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等名簿に

ついて当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲

げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記

録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除

外し、同項各号の閲覧をさせることができる。

5| 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であ

つて、その従たる事務所における第三項第二号に掲げる請求

に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で

定めるものをとつては、社会福祉法人についての第一項の規

定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを

三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」と

する。

【参考】準用条文（読み替え後）
○社会福祉法
(財産目録の備置き及び閲覧等)

第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に備え置かなければならない。

一～四 （略）
2～5 （略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

九| 前会計年度における監事の監査の状況
十| 前会計年度における会計監査の状況

十一| 前会計年度における事業等の概要

十二| 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五

条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福

祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進

捲の状況

十三| 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

十四| 第十一号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠

十五| 第二号に規定する事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画

十六| その他必要な事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第一条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める

方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項

に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事

項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第二項第三号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

号）第一百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

（報酬等）	
第四十五条の三十五	社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならない。
2	前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
3	社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。
第五節 定款の変更	
第四十五条の三十六	定款の変更は、評議員会の決議によらなければならぬ。
2	定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るもの）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3	第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。
4	社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二条の五	次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。			
一	法第三十四条の二第四項			
二	法第四十五条の十一第三項			
三	法第四十五条の三十二第二項			
四	法第四十五条の三十四第五項			
	(報酬等の支給の基準に定める事項)			
第一条の四十二	法第四十五条の三十五第一項に規定する理事監事及び評議員(以下この条において「理事等」という。)に対する報酬等(法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。)の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。			
2	(定款変更認可申請手続)			
第三条	社会福祉法人は、法第四十五条の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。			
一	一定款に定める手続を経たことを証明する書類			
二	変更後の定款			
前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。				
一	当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類			

(認可)

第三十二条 所轄庁は、第四十五条の三十六第二項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第四十五条の三十六第二項の認可を決定しなければならない。

二

当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類

三 当該事業について、その開始日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算

載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならぬ。

書 第一項の定款の変更が、当該社会福祉法人が從来経営して

いた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記

載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならぬ。

4 第二条第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(定款変更の届出)

第四条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次とのおりとする。

一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項

二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項

2 前条第一項の規定は、法第四十五条の三十六第四項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

第六節 解散及び清算並びに合併

第一款 解散

(解散事由)

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 評議員会の決議
- 二 定款に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

- 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
- 五 破産手続開始の決定
- 六 所轄庁の解散命令

(解散の認可又は認定申請手続)

第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、

解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 法第四十六条第一項第一号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 財産目録及び貸借対照表
- 三 負債があるときは、その負債を証明する書類

。2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する

<p>4 がなければならぬ。</p> <p>第三節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。</p>
<p>第四十六条 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。</p>
<p>一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）</p>
<p>二 定款で定める者</p>
<p>三 評議員会の決議によつて選任された者</p>
<p>2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。</p>
<p>3 前二項の規定にかかわらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。</p>
<p>4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p>
<p>5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p>
<p>6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人について準用する。</p>
<p>7 清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）においては、清算人は、三人以上でなければならない。</p>
<p>（参考】準用条文（読み替え後）</p>
<p>○社会福祉法 (清算法人と清算人との関係)</p>
<p>第三十八条 清算法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。</p>
<p>（清算人の資格等）</p>
<p>第四十条 次に掲げる者は、清算人となることができない。</p>
<p>一 法人</p>
<p>二 成年被後見人又は被保佐人</p>
<p>三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>
<p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま</p>

での者

- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2・4 【準用対象外】

(清算人の解任)

- 第四十六条の七 清算人（前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第百七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(清算人又は監事に欠員を生じた場合の措置)

第七十五条 清算人若しくは監事が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた清算人若しくは監事の員数が欠けた場合

には、任期の満了又は辞任により退任した清算人又は監事は新たに選任された清算人又は監事（次項の一時清算人又は監事を行なうべき者を含む。）が就任するまで、なお清算人又は監事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時清算人又は監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時清算人又は監事の職務を行うべき者を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4・5 【準用対象外】

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第一百七十五条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、

4 | ために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人（同条の規定について、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）について準用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表見代表理事」とあるのは、「表見代表清算人」と、同条中「代理理事」とあるのは、「代表清算人」（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは、「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは、「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、「政令」で定める。

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（清算法人と清算人との間の訴えにおける法人の代表）

第五十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四

十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項の規定にかかるわらず、清算法人が清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は清算人が清算法人に対して訴えを提起する場合には、評議員会は、当該訴えについて清算法人を代表する者を定めることができる。

（表見代表清算人）

第五十二条 清算人は、代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代

表清算人をいう。）以外の清算人に清算法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該清算人がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（忠実義務）

第五十三条 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第五十四条 清算人は、次に掲げる場合には、評議員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けな

監事設置清算法人をいう。以下同じ。）以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

4 | 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項

三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ければならない。

- 一 清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の部類に属するとするとき。

- 二 清算人が自己又は第三者のために清算法人と取引をしようとするとき。

- 三 清算法人が清算人の債務を保証することその他清算人以外の者との間において清算法人と当該清算人との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（清算人の報告義務）

第八十五条 清算人は、清算法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を評議員（監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項において同じ。）にあつては、監事）に報告しなければならない。

（評議員による清算人の行為の差止め）

第八十八条 評議員は、清算人が清算法人の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該清算法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該清算人に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 監事設置清算法人における前項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

（清算人の報酬等）

第八十九条 清算人の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として清算法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によつて定める。

（清算法人の代表）

第四十六条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各

<p>3 自、清算法人を代表する。</p> <p>清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同じ。）の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。</p>
<p>4 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合には、理事長が代表清算人となる。</p> <p>裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。</p>
<p>5 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかるらず、監事設置清算法人、監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。</p>
<p>6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかるらず、監事設置清算法人、監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。</p>
<p>7 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を行つて、監事が監事設置清算法人を代理する者について、それぞれ準用する。</p>

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律
(清算法人の代表)

第七十七条 【準用対象外】

2・3 【準用対象外】

4 代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。以下同じ。）は、清算法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表清算人に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表清算人が欠けた場合又は定款で定めた代表清算人の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退

任した代表清算人は、新たに選定された代表清算人（次項の一時代表清算人の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表清算人としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表清算人の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表清算人の職務を行うべき者を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（清算人の職務を行なう者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条规定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った清算人又は代表清算人の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、清算法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（清算法人についての破産手続の開始）

第四十六条の十二 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任に関する読み替え）

第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六条の四に規定する清算法人（第十三条の十七において「清算法人」という。）に対する損害賠償責任について

21 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の清算人

二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人
4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百十二条及び第一百十六条第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第一百十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】準用部分（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 (清算法人に対する損害賠償責任の免除)

第一百十二条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十四第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。
(清算人が自己のためにした取引に関する特則)
第一百六条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした清算人の同法第四十六条の十四第一項の責任は、任務を怠つたことが当該清算人の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

2 【準用対象外】

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第四十六条の十五 清算人がその職務を行うについて悪意又は

重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 | 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第四十六条の二十二第一項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 虚偽の登記

(清算人等の連帯責任)

第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 | 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。

(清算人会の権限等)

第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。

2 | 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置法人の業務執行の決定

二 清算人の職務の執行の監督

三 代表清算人の選定及び解職

3 | 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 | 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 | 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6 | 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け
二 多額の借財

(清算人会設置法人に関する読替え)

第十三条の十五 法第四十六条の十七第七項において法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人(次条において「清算人会設置法人」という。)について一般社団法人及び

一般財團法人に関する法律第九十二条の規定を準用する場合においては、同条の見出し中、「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、同条第一項中、「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)」と、「第八十四条」とあるのは「同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条」と、同条第二項中、「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人(法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)」が、監事設置一般社団法人」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替る。

(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)

第五条の三 法第四十六条の十七第六項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2 | 清算人会設置法人(法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)が、監事設置清算法人以外のものである場合には、前項に規定する体制においては、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

3 | 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項

三	重要な役割を担う職員の選任及び解任
四	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
五	清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の清算法人の業務の適正を確保するため必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
六	次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する
7	一 代表清算人 二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの
8	第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条に規定する場合には、清算人会は、同条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。
9	第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない
10	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、「理事会」とあるのは、「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

三	監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
四	清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
五	前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
六	監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
七	その他監事の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

【参考】準用条文（読み替え後）	
○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律	
（競業及び清算人会設置法人との取引等の制限）	
第九十二条 清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）における同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項の適用については、同条第一項中「評議員会」とあるのは、「清算人会」とする。	
2 清算人会設置法人においては、社会福祉法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項各号の取引をした清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を清算人会に報告しなければならない。	

6	条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「代理清算人」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「代表清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
1	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。））にあつては、清算人及び監事）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
2	【参考】準用条文（読み替え後） ○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 (招集手続) 第九十四条 清算人会を招集する者は、清算人会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）前までに、各清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。）にあつては、各清算人及び各監事）に対してその通知を発しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、清算人会は、清算人（監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 (清算人会の決議)
3	第九十五条 清算人会の決議は、議決に加わることができない清算人会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した清算人（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該清算人会に出席した代

4	律第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの へ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの
5	清算人会の議事の経過の要領及びその結果 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名 五 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百一条第一項
6	口 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百一条第一項 ハ 法第四十六条の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十二条第二項 ニ 法第四十六条の十九第四項 六 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表清算人（法第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）以外の清算人であつて、清算人会に出席したものの氏名 七 清算人会に出席した評議員の氏名又は名称 八 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名 九 次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。 一 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた場合 二 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容 イ 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容 ロ イの事項の提案をした清算人の氏名 ハ 清算人会の決議があつたものとみなされた日 三 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名 記名押印しなければならない者を当該清算人会に出席した代
二	法第四十六条の十八第六項において準用する一般社団法

表清算人とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表清算人（及び監事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 清算人会の決議に参加した清算人であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（清算人会の決議の省略）

第九十六条 清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）は、清算人が清算人会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき清算人（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の清算人会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

（清算人会への報告の省略）

第九十八条 清算人又は監事が清算人・監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）にあつては、清算人及び監事（の全員に対して清算人会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を清算人会へ報告することを要しない。）

2 前項の規定は、社会福祉法第四十六条の十七第九項の規定による報告については、適用しない。

（評議員による招集の請求）

第四十六条の十九 清算人会設置法人・監事設置清算法人を除く。の評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、清算人（前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合

人及び一般財團法人に関する法律第九十八条第一項の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合に掲げる事項

イ 清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容
ロ 清算人会への報告を要しないものとされた日
ハ 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

（電子署名）

第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五条の十四第七項
二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十五条第四項

前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

合について準用する。

4 | 第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。

【参考】準用条文（読み替え後）

○社会福祉法

（清算人会の運営）

第四十六条の十八 【準用対象外】

2 【準用対象外】

3 次条第一項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。

4 | 6 【準用対象外】

（議事録等）

第四十六条の二十 清算人会設置法人は、清算人会の日（第十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、同項において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 | 評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

1 | 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 | 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

4 | 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定に規定する電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第一号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

(理事等に関する規定の適用)

第四十六条の二十一 清算法人については、第三十一条第五項、第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第三節第三款（第四十五条の十二を除く。）及び同節第五款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に関する規定として清算人又は清算人会に適用があるものとする。この場合において、第四十三条第三項中第七十二条第七十三条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条」とあるのは「これらの規定」と、「評議員会」と読み替える」とあるのは「評議員会」と読み替える」と、第四十五条の九第十項中「第一百八十二条第一項第三号及び」とあるのは「第一百八十二条第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならぬ」とあるのは「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない」と、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、政令で定める。

(清算人又は清算人会に関する読み替え)

第十三条の十七 法第四十六条の二十一の規定により清算人又は清算人会について法第四十五条の十八第三項の規定を適用する場合においては、同項中「第一百二条」とあるのは「第七十条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と、同法第一百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた清算人」と、同法第一百二条」と、「第一百五条中」とあるのは「第一百三条第一項中「監事設置一般社団法人の」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十、第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下この項及び第一百六条において同じ。）」のと、「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人に」と、同法第一百五条中」と、「読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める」とあるのは「同法第一百六条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする」とする。

【参考】準用条文（読み替え後）

○社会福祉法

第三節 機関

第二款 評議員等の選任及び解任

(申請)

第三十一条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第五号の評議員に関する事項として、清算人又は清算人が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

6 (略)

(評議員の資格等)

第四十条 (略)

2 評議員は、清算人、監事又は当該清算法人の職員を兼ねることができない。

3～5 【適用対象外】

(役員等の選任)

第四十三条 (略)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条及び第七十四条の規定は、清算法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(清算人及び監事の資格等)

第四十四条 (略)

2 監事は、清算人又は当該清算法人の職員を兼ねることができない。

第四十五条 (略)

【適用対象外】

第三款 評議員及び評議員会

(評議員会の権限等)

第四十五条の八 (略)

(略)

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、清算人、清算人会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力をしてしない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第一百八十六条まで及び第一百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(評議員会の運営)

第四十五条の九 (略)

(略)

3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、清算人が招集する。

4 評議員は、清算人に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(略)

5～9 (略)

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第一百八十三条まで及び第一百九十二条の規定は評議員会の招集について、同法第一百九十四条の規定は評議員会の決議に

ついて、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十一條第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない」と、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及び同法第一百九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人等の説明義務)

第四十五条の十　清算人及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

卷之三

第五十五回(續)

の主たる事務所に備え置かなければならない。

3 清算法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、「この限りでない。」

4 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

第五款 監事

第五款
監事

第四十五条の十八 監事は、清算人の職務の執行を監査する。
この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、清算人及び当該清算法人の職員に対し
て事業の報告を求め、又は当該清算法人の業務及び財産の状
況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第
百三条まで、第百五条及び第百六条の規定は、監事について
準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む
。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法
務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「
社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（監事の選任に関する監事の同意等）

第七十二条 清算人は、監事がある場合において、監事の選任
に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人
以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければ
ならない。

2 監事は、清算人に對し、監事の選任を評議員会の目的とす
ること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するこ
とを請求することができる。

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは
解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に
出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
3 清算人は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨
及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条
の九十項において準用する第百八十一條第一項第一号に掲
げる事項を通知しなければならない。

4 【適用対象外】

（評議員提案権）

第一百八十四条 評議員は、清算人に對し、一定の事項を評議員
会の目的とすることを請求することができる。この場合にお
いて、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期
間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしな
ければならない。

第一百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的
である事項につき議案を提出することができる。ただし、当
該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一
の議案につき評議員会において議決に加わることができない評

議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第一百八十六条 評議員は、清算人に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する

第一百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員の報酬等）

第一百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならぬ。

（評議員会の招集の決定）

第一百八十七条 評議員会を招集する場合には、清算人は、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならぬ。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、**厚生労働省令**で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五条）第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第一百八十二条 評議員会を招集するには、清算人（社会福祉法第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対し、書面でその通知を発しなければならない。

- 2 清算人は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）により通知を発することができる。（この場合において、当該清算人は、同項の書面による通知を発したものとみなす。）
- 3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- （招集手続の省略）
- 第一百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- （延期又は続行の決議）
- 第一百九十二条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一百八十二条及び第一百八十二条の規定は、適用しない。
- （評議員会の決議の省略）
- 第一百九十四条 清算人が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。
- 2 清算法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。
- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 4 第一項の規定により定期評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定期評議員会が終結したものとみなす。
- （評議員会への報告の省略）
- 第一百九十五条 清算人が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(清算人への報告義務)

第一百条 監事は、清算人が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を清算人（清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）にあつては、清算人会）に報告しなければならない。

(清算人会への出席義務等)

第一百一条 監事は、清算人会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めることは、清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五条）第四十六条の十八第一項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により定められた清算人）に対し、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、清算人会を招集することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第一百二条 監事は、清算人が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事による清算人の行為の差止め)

第一百三条 監事は、清算人が監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下この項及び第一百六条において同じ。）の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該監事設置清算法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該清算人に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の清算人に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

第一百四条 【準用対象外】
(監事の報酬等)

第一百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第一百六条 監事がその職務の執行について監事設置清算法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置清算法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

第三目 財産目録等

(財産目録等の作成等)

第四十六条の二十二 清算人（清算人会設置法人にあつては、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合については、同項の承認を受けたもの）を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(清算開始時の財産目録)

第五条の五 法第四十六条の二十二第一項の規定による財産目録の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなすことができる。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産	二 負債	三 正味資産
------	------	--------

(清算開始時の貸借対照表)

<p>(財産目録等の提出命令)</p> <p>第四十六条の二十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。</p>	<p>(貸借対照表等の作成及び保存)</p> <p>第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度（第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。</p>	<p>(各清算事務年度に係る貸借対照表)</p> <p>第五条の七 法第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表は、各清算事務年度（同項に規定する各清算事務年度をいう。第五条の九第二項において同じ。）に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。</p> <p>3 法第四十六条の二十四第二項に規定する貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p>	<p>4 前項各号に掲げる部は、適當な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適當な名称を付さなければならない。</p> <p>5 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。</p>	<p>2 前項の貸借対照表は、法第四十六条の二十二第一項の財産目録に基づき作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適當な名称を付すことができる。</p>
<p>一 資産</p> <p>二 負債</p> <p>三 純資産</p>				
<p>第五条の六 法第四十六条の二十二第一項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。</p>				
<p>第五条の八 法第四十六条の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p>				
<p>第五条の九 法第四十六条の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。</p>				

(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附屬明細書は、

厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附屬明細書（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの）は、清算人会の承認を受けなければならない。

(清算法人の監査報告)

第五条の九 法第四十六条の二十五第一項の規定による監査について

は、この条の定めるところによる。

1 清算法人の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附屬明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

2 一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附屬明細書が当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附屬明細書が法

令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示している

かどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及

びその理由

六 監査報告を作成した日

3 特定監事は、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一

項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（

特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に定める者をいう。以下この条において同じ。）及び特定監

事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日）までに

、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければな

らない。

1 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合

2 当該通知を受ける清算人として定められた清算人

2 前号に掲げる場合以外の場合 第五条の七第一項の貸借

対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附屬明細

書の作成に関する職務を行つた清算人

4 第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告

並びにこれらの附屬明細書については、特定清算人が前項の

規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査

を受けたものとする。

5 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの

<p>2 (貸借対照表等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定期評議員会の日の一週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならぬ。</p> <p>評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求</p> <p>二 前号の書面の原本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>(貸借対照表等の提出等)</p> <p>第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。</p>	<p>6 附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 全ての監事</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事</p>
--	---

二 法第三十四条の二第三項第二号	三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に掲げる規定の電磁的記録(法第三十二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
四 法第四十五条の十一第四項第二号	五 法第四十五条の十五第二項第二号
六 法第四十五条の十九第三項第二号	七 法第四十五条の二十五第二号
八 法第四十五条の三十二第三項第二号	九 法第四十五条の三十二第四項第二号
十 法第四十五条の三十四第三項第二号	十一 法第四十五条の三十一第三項第二号
十二 法第四十五条の三十一第四項第二号	十三 法第五十一条第二項第三号
十四 法第五十四条第二項第三号	十五 法第五十四条第二項第三号
十五 法第五十四条の四第三項第三号	十六 法第五十四条の二十六第二項第三号
十六 法第五十四条の七第二項第三号	十七 法第五十四条的十一第三項第三号

できない。

2| 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、存続期間が確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。
2| 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3| 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の引渡しの制限)

第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)

第四十六条の三十四 清算法人の債権者（判明している債権者を除く。）であつて第四十六条の三十第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。
2| 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に對してのみ、弁済を請求することができる。

第五目 残余財産の帰属

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産

手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁による清算結了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第六目 清算事務の終了等

(清算事務の終了等)

第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、**厚生労働省令**で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第四十七条の三 清算人(清算人会設置法人にあつては、第十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。

(裁判所による監督)
第四十七条の四 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(決算報告)

第五条の十 法第四十七条の二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)
2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第四十七条の五 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(検査役の選任)

第四十七条の六 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十六条の十三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読み替え後）

○社会福祉法

(裁判所の選任する検査役の報酬)

第四十六条の十三 裁判所は、第四十七条の六第一項の規定により検査役を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該社会福祉法人及び検査役の陳述を聽かなければならぬ。

(準用規定)

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第二百八十七条第一項 第二百八十八条、第二百八十九条（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第二百九十条、第二百九十二条（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十三条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合においては、清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（政令で定める。）

(社会福祉法人の解散及び清算に関する読み替え)

第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第二号及び第二百九十三条第一号の規定を準用する場合においては、同法第二百八十九条第二号中一第七十五条第二項（第一百七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第一百九十七条において準用する場合を含む。）若しくは第一百七十五条第二項の規定により選行された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行なうべき者、清算人、第二百十条第四項」とあるのは「清算

【参考】準用条文（読み替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（非訟事件の管轄）

第二百八十七条 「この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 【準用対象外】

（疎明）

第二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聽かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人

二 清算人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第

四十六条の七第三項において準用する第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは監事の職務を行うべき者 同法第四十六条の七第三項において準用する第

百七十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者又は検査役の報酬の額の決定当該社会福祉法人（報酬を受ける者が社会福祉法人を代表する者である場合において、他に当該社会福祉法人を代表する者が存しないときは、監事）及び報酬を受ける者

【準用対象外】

三 清算人の解任についての裁判 当該清算人

（理由の付記）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第二百九十三条各号に掲げる裁判
(即時抗告)

人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百四十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「の規定」と、

「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第百七十五条第二項の規定により選任された一時代表清算人」と、「検査役又は第二百六十二条第二項の管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三条第二号中「第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同号」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「同法第四十六条の三十二第一項」と、「第二百四十一条第二項」とあるのは「同法第四十七条の三第二項」と読み替えるものとする。」

第二百九十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

二 【準用対象外】

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

（不服申立ての制限）

第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 清算人、代表清算人、社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号に規定する一時清算人、監事、評議員若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、同法第四十六条の三十二第一項の鑑定人又は同法第四十七条の三第二項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判

二・三 【準用対象外】

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第二百八十九条第一号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。
（最高裁判所規則）

第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三款 合併

第一目 通則

第四十八条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

第二目 吸収合併

(吸収合併契約)

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第一百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、
吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」という。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。
2| 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。
3| 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
4| 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

【参考】準用条文（読み替え後）
○社会福祉法
(認可)

第三十二条 所轄庁は、第五十条第三項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第五十条第三項の認可を決定しなければならない。

(吸収合併契約)

第五条の十一 法第四十九条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併がその効力を生ずる日
二 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）の職員の処遇

(合併認可申請手続)

第六条 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款

三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類

イ 財産目録及び貸借対照表
ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類
四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類
ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う收支予算書

。2 (吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項)

- ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書(吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。)
- ニ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)又は同条第八号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
- ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)又は同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
- ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者(第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
- ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第八号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)又は同条第九号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
- 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する

第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の

日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する）

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合

併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働

省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記

録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも

、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第

二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの中覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六条の二 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸

合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款の定

め 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十

七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十

第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場

合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を

受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いもの

をいう。以下同じ。）に係る監査報告等（各会計年度に

係る計算書類、事業報告及び監査報告（法第四十五条の

二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計

監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）の内容（最終

会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉

法人の成立の日ににおける貸借対照表の内容）

口 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。）の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十

二条の評議員会の日の二週間前の日（法第四十五条の九

第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人

に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同

項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の

日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場

合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この

号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末

日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅

社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大

な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十二条の評

議員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの

間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の

内容に限る。）

<p>(債権者の異議)</p> <p>(吸収合併契約の承認)</p> <p>第五十二条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。</p>		<p>四 口 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会法人の債務（法第五十三条第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べ POSSIBILITY ことができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項</p> <p>五 法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項</p>
<p>(計算書類に関する事項)</p>		<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第一条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定に規定する方法とする。</p> <p>二 法第三十四条の二第二項第三号</p> <p>三 法第三十四条の二第三項第二号</p> <p>四 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百九十四条第三項第二号</p> <p>五 法第四十五条の十五第二項第二号</p> <p>六 法第四十五条の十九第三項第二号</p> <p>七 法第四十五条の二十五第二号</p> <p>八 法第四十五条の三十二第三項第三号</p> <p>九 法第四十五条の三十二第四項第二号</p> <p>十 法第四十五条の三十四第三項第二号</p> <p>十一 法第四十六条の二十第二項第二号</p> <p>十二 法第四十六条の二十六第二項第三号</p> <p>十三 法第五十一条第二項第三号</p> <p>十四 法第五十四条第二項第三号</p> <p>十五 法第五十四条の四第三項第三号</p> <p>十六 法第五十四条の七第二項第三号</p> <p>十七 法第五十四条の十一第三項第三号</p>

第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

五 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

六 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八百四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

二 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

第六条の三 法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 公告対象法人（法第五十三条第一項第三号の吸收合併消滅社会福祉法人及び吸收合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

3| 前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。

4| 前項の規定にかかるわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもつて表示しなければならない。

（吸收合併存続社会福祉法人の事前開示事項）

第六条の四 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次とのおりとする。

一 吸收合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合には、吸收合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸收合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第一項の評議員会の日の二週間前の日）（法第四十五条の九第十項において準用する一般社团法人及び一般財團法人に関する法律第九百九十四条第一項

三	<p>二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求</p> <p>四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p>
---	---

六	<p>五 吸收合併の登記の日以後における吸收合併存続社会福祉法人の債務（法第五十四条の三第一項第四号の規定により吸收合併について異議を述べ POSSIBILITY ことができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項</p> <p>四 吸收合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第三十四条の二第二項第三号</p> <p>二 法第三十四条の二第二項第三号</p> <p>三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百九十四条第三項第二号</p> <p>四 法第四十五条の十一第四項第二号</p> <p>法第四十五条の十五第二項第二号</p> <p>法第四十五条の十九第三項第二号</p>
---	---

三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法 人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるも の	四 債権者が一定の期間内に異議を述べができる旨
	2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは 当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみ なす。
	3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸 収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若 しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさ せることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなけ ればならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を 害するおそれがないときは、この限りでない。
	（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）
第五十四条の四 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登 記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法 人が承継した吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の 吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記 載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければな らない。	3 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六 月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え 置かなければならぬ。
二 第一項の書面の閲覧の請求	2 吸収合併存続社会福祉法人は、当該登記の日から六月間、 前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置か なければならぬ。
三 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求	3 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
四 定める方法により表示したものとの閲覧の請求	4 第一項の電磁的記録に記録された事項を表示する方法
四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であ つて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供す ることの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	5 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨	三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸 借対照表の要旨の内容
	第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借 対照表の要旨について準用する。
2 対照表の要旨について準用する。	
	（吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項）
第六条の七 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令 で定める事項は、次とのおりとする。	1 吸収合併の登記の日
	2 吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定 による手続の経過
	3 吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の 規定による手続の経過
四 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消 滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項	4 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消 滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
五 法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉 法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がさ れた事項（吸収合併契約の内容を除く。）	6 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事 項
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
三 第一項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定 める方法により表示したものとの閲覧の請求	第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であ つて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供す ることの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八 号）第一百九十四条第三項第二号
二 法第三十四条の二第二項第三号	二 法第三十四条の二第二項第三号
三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八 号）第一百九十四条第三項第二号	

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

た申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款

三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類

イ 財産目録及び貸借対照表

ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類

四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類

イ 財産目録

ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う收支予算書

ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、

引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。）

二 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同号第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同号第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類

本評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同号第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項

を記載した書類

理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類

ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

。 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する

（新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）

第六条の九 法第五十四条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次とおりとする。

一 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合には、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合には、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十条の八の評議員会の日の二週間前の日（法第四十五条の九十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第項の場合にあっては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存する」ととなる場合には、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条の七 新設合併消滅社会福祉法人は、次の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日）から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第一次に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供する

前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供する

二 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が
法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対
照表

三 当該新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下
この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度
の末日（最終会計年度がない場合には、当該新設
合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処
分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な
影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十
四条の八の評議員会の日の二週間前の日後新設合併設立
社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度
が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会
計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度
がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の
日における貸借対照表

四 新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設
合併設立社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福
祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第
四号の規定により新設合併について異議を述べることがで
きる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込
みに関する事項

五 法第五十四条の八の評議員会の日の二週間前の日後、前
各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事
項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める
方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項
に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事
項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第二項第三号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八
号）第一百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

法第四十五条の十五第二項第二号

法第四十五条の十九第三項第一号

定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。
2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項)

第六条の十一 法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。)とする。

二 法第五十四条の九の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

第六条の十二 法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。)とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

<p>第四目 合併の無効の訴え</p> <p>第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第二百六十九条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第二百七十二条、第二百七十五条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であつた者」とあるのは「評議員等（評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。）であつた者」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十五条第一項中「社員等」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（社会福祉法人の合併の無効の訴えに関する読み替え）</p> <p>第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第二項第二号及び第三号、第二百六十九条第二号及び第三号並びに第二百七十五条第一項第一号及び第二号の規定を準用する場合においては、同法第二百六十四条第二項第二号中「吸收合併存続法人」とあるのは「吸收合併存続社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十九条に規定する吸收合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十九条第二号及び第二百七十五条第一号において同じ。）」と、同項第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人（社会福祉法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十九条第三号及び第二百七十五条第一項第二号において同じ。）」と、同法第二百六十九条第二号中「吸收合併存続法人」とあるのは「吸收合併存続社会福祉法人」と、同条第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と、同法第二百七十五条第一項第一号中「吸收合併存続法人」とあるのは「吸收合併存続社会福祉法人」と、同項第二号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と読み替えるものとする。</p>
<p>○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （社会福祉法人の合併の無効の訴え）</p> <p>第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。</p> <p>一 【準用対象外】</p> <p>二 社会福祉法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内</p> <p>三 社会福祉法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内</p> <p>2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。</p> <p>一 【準用対象外】</p> <p>二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする社会福祉法人の評議員等（評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。）であつた者又</p>	<p>十二 法第四十六条の二十六第二項第三号</p> <p>十三 法第五十一条第二項第三号</p> <p>十四 法第五十四条第二項第三号</p> <p>十五 法第五十四条の四第三項第三号</p> <p>十六 法第五十四条の七第二項第三号</p> <p>十七 法第五十四条の十一第三項第三号</p>

- は吸収合併存続社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十九条第二号及び第二百七十五条第一項第一号において同じ。）の評議員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかつた債権者
- 三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日ににおいて新設合併をする社会福祉法人の評議員等であつた者又は新設合併設立社会福祉法人（社会福祉法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十九条第三号及び第二百七十五条第一項第二号において同じ。）の評議員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかつた債権者
- （被告）
- 第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「社会福祉法人の合併の無効の訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。
- 一 【準用対象外】
- 二 社会福祉法人の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続社会福祉法人
- 三 社会福祉法人の新設合併の無効の訴え 新設合併設立社会福祉法人
- 四～八 【準用対象外】
- （訴えの管轄）
- 第二百七十条 社会福祉法人の合併の無効の訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- （担保提供命令）
- 第二百七十二条 社会福祉法人の合併の無効の訴えであつて、債権者が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該社会福祉法人の合併の無効の訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人であるときは、「この限りでない」。
- 2 【準用対象外】
- 3 2 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- （弁論等の必要的併合）
- 第二百七十二条 同一の請求を目的とする社会福祉法人の合併の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、

その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二百七十三条 社会福祉法人の合併の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効又は取消しの判決の効力)

第二百七十四条 社会福祉法人の合併の無効の訴え（第二百六十九条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって社会福祉法人が設立された場合にあっては、当該設立を含む。）は、将来に向かつてその効力を失う。

(合併の無効判決の効力)

第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした社会福祉法人は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める社会福祉法人が負担した債務について、連帶して弁済する責任を負う。

一 社会福祉法人の吸収合併 吸収合併存続社会福祉法人

二 社会福祉法人の新設合併 新設合併設立社会福祉法人

2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める社会福祉法人が取得した財産は、当該行為をした社会福祉法人の共有に属する。

3 前二項に規定する場合には、各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各社会福祉法人の協議によって定める。

4 各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各社会福祉法人の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各社会福祉法人の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第二百七十七条 社会福祉法人の合併の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第七節 社会福祉充実計画

(社会福祉充実計画の承認)

(社会福祉充実計画の承認の申請)

第五十五条の二	社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行つて、当該会計年度の前会計年度の新規事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りではない。
一	社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りではない。
二	当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額を算定した額
三	基準日において現に行つて、当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額を算定した額
四	前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行われなければならない。
五	社会福祉充実事業を行つた区域（以下この条において「事業区域」という。）
六	社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」という。）
四	第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。）
五	社会福祉充実計画の実施期間
六	その他厚生労働省令で定める事項
4	社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。
一	社会福祉事業又は公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。）
二	公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日

第六条の十三	法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。
一	社会福祉充実計画を記載した書類
二	法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことの証する書類
三	法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録
四	その他必要な書類
五	（控除対象財産額等）
第六条の十四	法第五十五条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲げる財産の合計額をいう。
一	社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産
二	前号に掲げる財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産
三	当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のため最低限必要となる運転資金
二	前項第一号に規定する財産の算定に当たつては、法第五十五条の二第一項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。
（社会福祉充実計画の記載事項）	
第六条の十五	法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次とおりとする。
一	当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先
二	社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に関する資金計画
三	法第五十五条の二第四項の規定による検討の結果
四	法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果
五	その他必要な事項
（実施する事業の検討の結果）	
第六条の十六	法第五十五条の二第四項の規定による同条第三

常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に對し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)
三 公益事業（前二号に掲げる事業を除く。）
5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならぬ。
6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聽かなければならない。
7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならぬ。
8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の支援を行うものとする。
9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつ

（財務に関する専門的な知識経験を有する者）
第六条の十七 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。
項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を踏まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行うものとする。

た社会福祉充実計画（次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。

（社会福祉充実計画の変更）

第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

（承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請）

第六条の十八 法第五十五条の三第一項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類
二 第六条の十三第二号から第四号までに掲げる書類

（承認社会福祉充実計画における軽微な変更）
第六条の十九 法第五十五条の三第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 社会福祉充実事業の種類の変更

二 社会福祉充実事業の事業区域の変更（変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村の区域内（特別区を含む。）である場合を除く。）

三 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。）

四 前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更

（承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出）
第六条の二十 法第五十五条の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。
一 變更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類
二 その他必要な書類

（承認社会福祉充実計画の終了）

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

（承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請）
第六条の二十一 法第五十五条の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

(様式)

第六条の二十二 第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十一及び前条に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
2 前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。

第八節 助成及び監督

(監督)

- 第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帶し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

<p>9 所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に對して弁明する機會を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p>
<p>10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p>
<p>11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。</p>
<p>(公益事業又は収益事業の停止)</p>
<p>第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p>
<p>一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行ふこと。</p>
<p>二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p>
<p>三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>
<p>(関係都道府県知事等の協力)</p>
<p>第五十七条の二 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの）の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に對して適當な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p>
<p>2 所轄庁は、第五十六条第一項及び第四項から第九項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p>

第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるとき
 (助成等)

(助成申請手続)

は、**厚生労働省令**又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三条）及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に關し報告を徵すること。

二 助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

4 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命じする場合に準用する。

（所轄庁への届出）

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に**厚生労働省令**で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等

二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

（届出）

第九条 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合

ロ 当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供

場合 当該電磁的記録をもつて作成されている場合

二 二通の提供

二 電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長（二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業（第一条の四各号に該当するものに限る。）を行う社会福祉法人にあつては、厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一 理由書

二 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う收支予算書

三 別に地方公共団体から助成を受け又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類

四 財産目録及び貸借対照表

2 前項に規定するもののほか、助成の種類に応じ必要な手続きは、厚生労働大臣が別に定める。

3 第二条第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

			(情報の公開等)
第五十九条の二	社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、 厚生労働省令 で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。		
一	第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき	二	第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき
	認を受けた報酬等の支給の基準		当該承認を受けた報酬等の支給の基準
三	前条の規定による届出をしたとき	三	同条各号に掲げる書類の内容
都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄であるものを除く。）の活動の状況その他の 厚生労働省令 で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の 厚生労働省令 で定める方法により報告するものとする。	都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄であるものを除く。）の活動の状況その他の 厚生労働省令 で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の 厚生労働省令 で定める方法により報告するものとする。	2	1
3	都道府県知事は、前項前段の事務を行ふため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の 厚生労働省令 で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。	3	1
4	所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の 厚生労働省令 で定める方法によるものとする。	4	1

			(公表)
第十条の二	法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。	第十条	法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。
一	法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）	2	前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行つたものとみなす。
3	法第五十九条の二第一項第三号に規定する 厚生労働省令 で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。	3	法第五十九条の二第一項第三号に規定する 厚生労働省令 で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。
4	(調査事項)	4	(調査事項)
第十条の二	法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する 厚生労働省令 で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。	第十条の二	法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する 厚生労働省令 で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。
一	法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容	一	法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容
二	法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する拠点区分資金收支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容	二	法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する拠点区分資金收支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容

五 設立認可年月日及び設立登記年月日
六 評議員又は役員に関する事項
七 資産に関する事項
八 その他必要な事項

(所轄庁)
第十三条 第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項、第六条の十三、第六条の二十、第六条の二十一及び第十二条第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。

第十一章 雜則

(大都市等の特例)

第一百二十六条 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第一百二十六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の三十の二第一項及び第二項に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第一百二十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の七第一項及び第二項に定めるところによる。

(事務の区分)

第一百二十七条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第三条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第一百二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第一百二十九条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第一百三十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十二章 罰則

第一百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 評議員、理事又は監事

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者

三 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行ふべき者

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者

四 第四十六条の十一第七項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者

五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者

び一般財團法人に関する法律第百七十五条第一項の規定に

より選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者

3| 前二項の罪の未遂は、罰する。

第一百三十条の三 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一| 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二| 会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2| 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3| 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百三十条の四 第百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2| 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第一百三十条の五 第百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者に對して適用する。

第一百三十条の六 第九十五条の四（第一百一条及び第一百六条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一| 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者

二| 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を經營した者

三| 第七十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に

規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を經營した者

第一百三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

第一百三十三条 評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第一百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行ふべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者又は第一百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきとは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠つたとき。

二 第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十一第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の十九第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第四項、第四十五条の十五第二項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十第二項若しくは第三項、第四十六条の三十六第二項、第五十二条第二項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第三項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労

勧省令で定める方法により表示したものとの閲覧若しくは譲写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第一項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第三十四条の二第一項、第四十五条の十一第二項若しくは第三項、第四十五条の十五第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第二項、第四十五条の三十四第一項、第四十六条の二十一第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第二項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

七 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不当に定めたとき。

九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十 第四十六条の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第三百三十四条 第二十三条又は第一百十三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第一百二十七条関係）

都道府県	市	町村
第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条 条の六第二項（第四十五条の十七第三項において 準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項 第四十五条の三十六第二項及び第四項、第四十 六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六 条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五 十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条 の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条 の四、第五十六条第一項、第四項から第八項まで 及び第九項（第五十八条第四項において準用する 場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項 、第五十九条、第一百十四条並びに第一百二十二条 第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五 条の六第二項（第四十五条の十七第三項において 準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項 第四十五条の三十六第二項及び第四項、第四十 六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六 条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五 十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条 の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条 の四、第五十六条第一項、第四項から第八項まで 及び第九項（第五十八条第四項において準用する 場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項 、第五十九条、第一百十四 第五十八条第二項及び同条第四項において準用す る第五十六条第九項		

（フレキシブルディスクによる手続）

第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類
に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申
請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請
又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出するこ

とによつて行うことができる。

- 一 第二条第一項に規定する申請書及び定款
- 二 第二条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書

三 第三条第一項に規定する申請書

- 四 第四条第二項において読み替えて準用される第三条第一項に規定する届出書
- 五 第三条第一項第二号（第四条第二項において準用される場合を含む。）に規定する定款

六 第三条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書

七 第三条第三項に規定する書類

八 第五条第一項に規定する申請書

九 第五条第一項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表

十 第六条第一項に規定する申請書

十一 第六条第一項第二号に規定する定款

十二 第六条第一項第三号イに規定する財産目録及び貸借対照表

十三 第六条第一項第四号イに規定する財産目録

十四 第六条第一項第四号ロに規定する事業計画書及び収支予算書

十五 第六条第一項第四号ニからトまで

十六 第八条第一項に規定する申請書

十七 第八条第一項第一号に規定する理由書

十八 第八条第一項第二号に規定する計画書及び収支予算書

十九 第八条第一項第三号に規定する書類

二十 第八条第一項第四号に規定する財産目録及び貸借対照表

表

（フレキシブルディスクへの記録構造）

第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十分リメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一 トランクフォーマットについては、日本工業規格X六二二

第十一條 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。

第十二条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお從前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七項までの規定は適用せず、なお從前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお從前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお從前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第一項及び第六章第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七（第一項を除く。）及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社会福祉法（附則第二十五条において「旧社会福祉法」という。）第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお從前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行

日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上の同意（定款でさらば評議員会の決議を必要とする

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以後に開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

政令で定める

卷之三